

催し・講座

碁石海岸 四季の観察会～春～

環境省パークボランティアのお話を聞しながら、碁石海岸の春を楽しみませんか？当日々は、カタクリや碁石海岸の名勝を観察します。

▽期日＝4月14日(土)

▽時間＝午前9時～午後1時
※受け付けは午前8時30分～

▽集合場所＝碁石海岸インフォメーションセンター(☎23359)

▽参加料＝500円(保険料など)

▽定員＝20人程度
▽持参するもの＝飲料水、タオル、雨具、おにぎり

▽申込締切日＝4月12日(木)
▽その他

・小学生以下は保護者が同伴してください。(保護者1人につき、2人まで)

・小雨決行ですが、中止とな

・小学生以下は保護者が同伴してください。(保護者1人につき、2人まで)

・申込締切日＝4月12日(木)
▽その他

・小学生以下は保護者が同伴してください。(保護者1人につき、2人まで)

・申込締切日＝4月12日(木)
▽その他



る場合は、当日午前7時30分までに連絡します。

・動きやすい服装で参加してください。

・観察会の後は、室内で温かい汁物を振る舞います。

▽申込先／問い合わせ先
碁石海岸インフォメーションセンター(☎23359)

・温泉ミニディサービス
4月は盛・末崎地区

▽時間＝午前9時～午後3時
▽対象＝対象地区に在住の65歳以上の人で、移動(バスへの乗降時を含む)・入浴・着替えなどに介助の必要がない人

・盛地区の人＝JAおおふなと猪川支店(☎2138)

・末崎地区の人＝JAおおふなと末崎支店(☎3211)

・盛地区の人＝JAおおふなと猪川支店(☎2138)

・末崎地区の人＝JAおおふなと末崎支店(☎3211)

・盛地区の人＝JAおおふなと猪川支店(☎2138)

お知らせ

第十回特別弔慰金の請求は4月2日(月)までに

戦没者等の遺族を対象とした第10回特別弔慰金の請求期限は4月2日(月)までです。

この日を過ぎてしまうと申請はできませんので、早目の手続きをお願いします。

▽支給対象＝平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、次の順番で順位が先になる遺族1人に支給されます。

ポートを発行しています。このパスポートを協賛店で提示すると、その店独自の

お祝いバスポート協賛店大船渡市結婚相談・支援センターでは、新婚夫婦や1年内に結婚を予定しているカップルを地域社会全体で応援するため、結婚お祝いバスポートを発行しています。

このパスポートを協賛店で提示すると、その店独自の

お祝いバスポート協賛店大船渡市結婚相談・支援センターでは、新婚夫婦や1年内に結婚を予定しているカップルを地域社会全体で応援するため、結婚お祝いバスポートを発行しています。

サービスでお祝いしてもらうことができます。

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(4)(1) (3)以外の三親等内の親族

(5) 戰没者の死亡時まで引き続いた1年以上の生計関係があつた人に限ります。

(6) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかどうかにより、順番に入れ替わります。

(7) 戰没者の受給権を取得した人の妻

(8) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(9) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(10) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(11) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(12) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(13) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(14) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(15) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(16) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(17) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(18) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(19) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(20) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(21) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(22) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(23) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(24) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(25) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(26) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(27) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(28) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(29) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(30) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(31) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

慰金の受給権を取得した人の妻

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(4)(1) (3)以外の三親等内の親族

(5) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(6) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(7) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(8) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(9) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(10) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(11) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(12) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(13) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(14) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(15) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(16) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(17) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(18) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(19) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(20) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(21) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(22) 戰没者の死後、生計関係を満たしているかうかに

(23) 戰没者の死後、生計関係